

令和4年第6回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和4年12月15日（木曜日）

議事日程第5号

令和4年12月15日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第77号から同第80号まで、同第89号、同第90号及び同第122号
- 日程第4 議案第81号から同第88号まで、同第91号から同第109号まで、同第123号から同第125号まで、請願第5号、陳情第10号及び発議第7号
- 日程第5 議案第110号から同第120号まで、同第126号から同第129号まで及び請願第4号
- 日程第6 議案第121号
- 日程第7 諮問第3号及び同第4号
- 日程第8 発議第8号
- 日程第9 発議第9号
- 日程第10 閉会中の継続審査及び調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第77号から同第80号まで、同第89号、同第90号及び同第122号
- 日程第4 議案第81号から同第88号まで、同第91号から同第109号まで、同第123号から同第125号まで、請願第5号、陳情第10号及び発議第7号
- 日程第5 議案第110号から同第120号まで、同第126号から同第129号まで及び請願第4号
- 日程第6 議案第121号
- 日程第7 諮問第3号及び同第4号
- 日程第8 発議第8号
- 日程第9 発議第9号
- 日程第10 閉会中の継続審査及び調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	12番	田中	立一君
13番	和泉	克彦君	14番	宮島	宏君
15番	中村	実君	16番	近藤	新二君
17番	古畑	浩一君	18番	田原	実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	井川	賢一君
総務部長	渡辺	孝志君	市民部長	小林	正広君
産業部長	大嶋	利幸君	総務課長	渡辺	忍君
企画定住課長	中村	淳一君	財政課長	山口	和美君
能生事務所長	高野	一夫君	青海事務所長	猪股	和之君
市民課長	川合	三喜八君	環境生活課長	猪又	悦朗君
福祉事務所長	磯貝	恭子君	健康増進課長	池田	隆君
商工観光課長	大西	学君	農林水産課長	木島	美和子君
建設課長補佐	古平	明君	都市政策課長	五十嵐	博文君
会計管理者	嵐口	守君	ガス水道局長	樋口	昭人君
会計課長兼務			教育長	鷹本	修一君
消防長	竹田	健一君	教育委員会こども課長	嶋田	猛君
教育次長	磯野	豊君	教育委員会生涯学習課長		
教育委員会こども教育課長	小野	聡君	中央公民館長兼務	穂苅	真君
教育委員会文化振興課長			市民図書館長兼務		
歴史民俗資料館長兼務					
長者ヶ原考古館長兼務	山本	喜八郎君	監査委員事務局長	山川	直樹君
市民会館長兼務					

〈事務局出席職員〉

局 長 松 木 靖 君 次 長 松 村 伸 一 君  
係 長 水 島 誠 仁 君

〈午前10時00分開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、2番、阿部裕和議員、12番、田中立一議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

それでは、これより議会運営委員会委員長報告をさせていただきます。

12月1日及び昨日12月14日に、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果につきましてご報告させていただきます。

委員長報告につきましては、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会及び市民厚生常任委員会の各常任委員長から、休会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項とすることにしております。

次に、議員発議につきましては、建設産業常任委員会に付託となっておりました「請願第5号」が採択されたことにより、「免税軽油制度の継続に関する意見書」が発議第7号として、所定の手続を経て、提出されております。

また、発議第8号「糸魚川市議会の個人情報保護に関する条例の制定」と、発議第9号「JR

大系線存続に関する意見書」が、所定の手続を経て、提出されております。

これらを本日の日程事項として委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことについて、委員会の意見の一致を見ております。

次に、議会運営についてであります。議会選出監査委員の在り方については、議員任期後半の人事に鑑み、現行どおり議会から選出するか、外部の識見を有する方を行政により選出されるかについて、これまで継続して審査を行ってきた中で、活発な議論が交わされましたが、今任期中は現行どおり、議会から選出することと決しております。

先例申合せの改正については、一般質問の順序について、公務、疾病、けが等の理由により、発言通告書を期限までに提出できない場合の対応について、電子メールでの提出も可能とする規定を加えることについて、確認をしております。

内容といたしましては、メールで通告書を送信した議員と、他の議員に依頼して通告書を提出した議員を一緒にして、受理した時間で、本会議初日の午後3時以降の空いている発言順位を選択するものであります。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、12月8日に所管事項調査を行い、また、閉会中に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

所管事項調査は、糸魚川市DX推進計画（案）についてと、糸魚川市文化財保存活用地域計画（素案）について、調査を行いました。

まず、糸魚川市DX推進計画（案）についてであります。担当より計画の進捗状況について説明があり、委員より、デジタル化の推進は利便性が高まってよいことだと思うが、法的にはマイナンバーカードの取得は任意である中で、国は、令和4年度末までに全国民に行き渡らせる方針としているが、そのための法律改正はあったのかとの質疑に対し、担当より、法改正はないが、市がDXを進めていく上ではどうしても軸となるものが必要であり、そのベースをマイナンバーカードに求めることにより、市民生活のデジタル化、新たなサービスの提供を図っていきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、この計画を本当に成功させるには、市民、特に高齢者、生活弱者などが、デジタル化により、身近な生活が便利になったと実感できるようにならないと進まないのではないのかとの質疑に対し、担当より、誰一人取り残さないという意味では、スマートフォン講座も行いながら、市の行政サービスだけでなく、いわゆる生活のサービス部門も取り入れ、市民の皆さんにとって使い勝手がよく、簡単な方法となるように普及を進めてまいりたいと答弁がありました。

委員より、DXが推進されることにより、組織の変革、業務の効率化が期待されるが、これとともに庁舎内のコミュニケーション、人間らしいコミュニケーションをどのように図っていくのか。提出資料には、誰もが意見を言いやすい環境とあるが、どのように進めていくのかとの質疑に対し、担当より、組織の改革というのは、今ある形を超えて、横のつながりや新たな変革の中でも出てくる。DXを上手に使いながら、遠距離の方や、普段なかなか顔を合わせられない方とのコミュニケーションを図ったりするツールの一つとして大事であるし、また、直接会って話をすることや、風通しのいい職場など、そういうコミュニケーションも重要であり、いろいろな手法を使いながら計画を進めていききたいと答弁がありました。

次に、糸魚川市文化財保存活用地域計画（素案）については、担当より、この計画の策定は令和3年度に着手し、これまで策定委員会を6回開催し、また、文化庁との協議や市民とワークショップを重ねてきたことなど、これまでの経過について説明があり、委員より、市振に関する記述が親不知でくくりされているが、市振には関所跡以外にも、あの狭いスペースにかなりの史跡があるので、別の項目としたほうがよいのではないかという意見に対し、担当より、ページ数の関係などもあるが、できる限り対応を検討したいと答弁がありました。

委員より、この計画の目的は、保存、継承していく人材を育成し、誰がこれを守っていくのかということなのか。何を目指して計画を進めていくものなのかとの質疑に対し、担当より、今までは所有者と行政の、ほぼこの2者で継承してきたようなところであるが、これに加え、地域住民の皆さんや地域づくり団体、学校などにも範囲を広げ、地域総がかりで取り組んでいけるようなものを目指していききたいと答弁がありました。

次に、市外調査について、総務文教常任委員会では11月9日、10日に石川県能美市、福井県あわら市において、市外調査を行いました。

調査事項は両市ともに、移住定住促進の取組について、子育て支援の取組についてでありましたが、能美市は、全国トップクラスの汚水処理人口普及率、住宅の延べ床面積の広さなど、住環境も大きく評価され、子育て支援も高水準を維持しているとのこと、あわら市は、在宅育児応援手当やシルバーママサービスといった子育て支援サービスが充実し、また、移住ガイドブックというパンフレットから、Uターン支援や若者結婚支援などの定住促進支援に力を入れていることが感じられました。

委員より、あわら市の移住ガイドブックは非常に見やすく、いろいろな制度に対する補助金が一覧になっている。Uターンの方式や就職、営農などについてもいろいろ記載され、あわら市においてよという雰囲気が、パンフレットから伝わってくるという意見。また委員より、石川、福井の2県は、子育て支援サービスの充実度が高く感じた。能美市は、子ども医療費が当然のように無料になっており、また産後ケア事業では、宿泊型、日帰り型、アウトリーチ型、訪問型も行われており、市の取組に遅れを感じた。あわら市も、子ども医療費は無料。現地のシルバー人材センターに元保育士の存在があり、子供のケアを扱うなど、人材活用という部分でも参考になるものがあったという意見のほか、能美市も、あわら市も、ウェルカムムードが感じられる明るい雰囲気の庁舎で、移住、交流人口などを考える際に、雰囲気づくりも非常に大切ではないかと、これには多くの委員が賛同した意見でありました。

このほかにも意見がありましたが、割愛させていただきます。

以上で、所管事項報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

おはようございます。

今ほど丁寧な報告ありがとうございました。

糸魚川市の文化財の保存活用のことについて伺いたいと思います。2つございます。

1点は、糸魚川市から産出されました石器、それから土器、土偶等、国レベルの素晴らしいものがあるわけですが、こういったものが今糸魚川市にはなく、国の博物館等にある。そういったこととのつながりづくりと、それから糸魚川に人を呼び込む仕組みづくりについての議論があればお聞かせいただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

委員会のこの所管事務調査の中では、そういった議論はございませんでした。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

もう一点、祭りでございます。

伝統文化で国から指定されている祭りもございまして、これも糸魚川市に人を呼び込む大きな戦  
略上は武器になるかと思うんですけども、こういったものを生かして人を呼び込むといった議論が  
あれば、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

今頂いたお祭りの件も、ちょっと議論の中にはございませんでした。

以上です。

○18番（田原 実君）

ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

よろしく申し上げます。

ただいま報告の中で、これは文化財の保存活用のことなんですけれども、この保存活用地域計画  
は、保存とともに活用という面で大事な要素を持っていると思うんですけども、今も田原議員か  
ら質問ございましたけれども、活用の面について、どのような議論をされたのか伺いたいと思いま  
す。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

今ほど頂いた活用についてということなんですけれども、委員会の中で出ました議論といいますか  
内容といたしましては、結局、この計画の目的というところで意見が集中しておりまして、そうい

った議論、ここにこういう項目を付け足してほしいという、そういった議論にとどまっております。  
以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

あと活用と並んで、これを進めるに当たって、文化財には、今もお祭りとかいろいろあったわけですけれども、個人の所有のものがあるかと思うんですけれども、個人の所有に対しての保存や、活用はともかくとして、保存とかそういったことに対する議論というのはあったのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

個人の文化財についてというそういう部分でも具体的なお話はなかったんですけども、要は、この計画を策定することによって、この計画をもって何を目指して計画しているのか、少しぼやける部分があるので、教えてくださいという答弁の中に、地域総がかりで行政、所有者に加えて地域というか、その地域の住民の皆さんとか、そういった団体とか、地域総がかりで取り組んでいけるようなものを目指すということで、答弁を頂いております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、12月9日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告させていただきます。

調査項目は、駅北子育て支援施設基本計画（素案）についてであります。

担当課より、前回の委員会では、基本計画（素案）の概要を説明させていただいた。今回は、共用スペースとなる通路、トイレ、倉庫、事務室、受付、駐車場、通路の面積を追加し、前回示せなかった平面イメージ、施設機能のレイアウト案として1階、2階の平面を示している。1階には図書学習スペース、イベントギャラリースペース、2階に屋内遊戯場、子育て支援センター、事務室などを配置、施設の機能として1,060平方メートル、駐車場ほか共用スペースとして940平方メートル、施設全体で、おおむね2,000平方メートルの計画とした。

なお、施設名については、これまで子育て支援施設として説明してきたが、図書スペースやイベントスペース等の機能を併せ持つことを示すような施設名称について、これから再度検討したいと考えていると説明がありました。

これに対して委員より、にぎわいに資する施設にするということでは、市民はもちろんだが、市外県外の方も利用するものを造ると理解しているがいかがかとの質疑があり、担当課より、当然ながら街に開かれた場所にしたいので、駅から歩いてきた旅行客の方が糸魚川のことが分かるようパンフレットや冊子が置いてあるフリーに過ごせる場所としたいと答弁がありました。

委員より、最大で15組、3歳未満の人は必ず絶対来るという自信がある。一時預かり、最大で5人が必ず来る自信がある。プレイルームに必ず毎日50人来ると絶対自信があると受け止めているか。その根拠というものを出示していただきたい、全国から集めるという確信があれば出示していただきたいとの質疑があり、担当課より、今日配付した資料にはない。ここには、要はキャパの視点で書いており、このキャパシティーを考えるからには、それ相応の裏づけ的な資料、支援センターなら既存の施設からの利用状況プラスアルファとか、そういう視点でこれを設定している。その中で各機能のバランスを取ったということで、具体的な数値についての資料は提供できないと答弁がありました。

委員より、こういった建物はある程度もくろみがないと困る。造れば、そこに30年以上あるわけで、客観的なものが欲しい。そういった総合的なものも出示していただきたいと質疑があり、担当課より、いろんな利用想定をした上で最適配置を考えたので、15組という数字一つ一つ、5人程度の受入れ一つ一つに裏づけとその先の見通しというものを備えた数字だと理解いただきたい。この先これだけの建物を造って、全体的な回遊性やにぎわいの取組はこれだけでできるものではなく、これが人を呼ぶきっかけの一つとして配置をするもので、大きな一つの種だと考えていると答弁がありました。

この後、質疑を終結し、まだ計画の途中であり、今後内容は変わる可能性もあるが、本日は当委員会に素案を提示していただいたことを委員長より確認したところ、委員の1人より、当委員会としては皆さんの意見を聞いたので、これで総務文教常任委員会に渡すということも考えられる。素案ということで図面を見せていただいたので、委員会はこれにて終わりということではないのではな

いかとの意見が出され、これに賛同する委員がいたことから、当委員会としては、ここで調査を終了するという事を諮り、そのように決しました。

そのほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、質問させていただきます。

建設産業常任委員会で子育て支援センター、審議を終えて、今後、総務文教常任委員会のほうに移管するという事がございますが、建設産業常任委員会とすれば、提出された素案を認めたのか。また、そこに建設するという事につきましては認められたのか、まずお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

ありがとうございます。結論はどうだったかというお尋ねだと思います。

結論としましては、認めたか認めないかということで諮ったことはございません。ただ、委員会の中で素案を確認させていただいた。

したがって、この素案をもって建設産業常任委員会では、今後、総務文教常任委員会のほうに引き継いでよろしいだろうということを皆さんにお諮りして、そのように決したという形でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

建設産業常任委員会さん、これまで長い時間審議をされて、ご苦労さまだと思います。

基本的には、建設産業常任委員会の中では、はっきりと明確に建設位置だとか、素案の内容だとかというものを了解したわけじゃない、次の総務文教常任委員会のほうにお渡ししたということは、今の答弁で分かりました。

もう一点、今度は建設費ですね。一般質問ですとかそういうところの中では10億から12億という数字のほうで明確に出されているわけですが、委員会としては、建設費も含めた中で費用対効果も含めまして論議されたのかどうかお聞かせください。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時28分 休憩〉

〈午前10時28分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

お答えいたします。

所管事項調査の中におきましては、今ほど古畑議員がおっしゃった建設費用についての質疑は、特にございませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それはちょっと残念でございますが、質疑はなかった、また論議はなかったということなんで、これ以上、お聞きはしませんけど、金をかければいいものができる。これはもう当たり前でございますが、糸魚川市の経済力、それから税金、これらを考えて、費用対効果を十分考えた中で、こういう箱物というものは建設するもんだと私は思っています。

委員会の質疑の中では、30年もつんでちゃんと計画的にやってくださいということは十分分かりましたけどね。

分かりました。どこら辺まで審議をして、総務文教常任委員会のほうに移管するのかということをお聞きしたかったことでございます。

以上で、質問を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、12月12日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告させていただきます。

調査項目は、糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画（案）についてと、国民健康保険税の見直し方針についてであります。

糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画（案）については、担当課より、推進計画策定に携わった委員や庁内委員会委員をはじめ、計画策定までの経緯の紹介があり、今後はパブリックコメントの実施後、2月に犯罪被害者等支援推進計画策定委員会で最終審査をし、3月議会最終日に配付する予定であるという報告がありました。

この計画は、糸魚川市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することを目的に策定し、計画期間は5年間であります。5つの基本方針を定め、支援体制の整備・充実に努め、犯罪被害者に寄り添い、相談などを行うことができるよう努めるとしております。犯罪被害者本人が死亡したり、けがをして働けなくなったなどの場合に、市独自の見舞金を早期に給付することで経済的緩和に努め、心身の被害回復、日常生活の支援、犯罪被害者等への理解の促進に努め、基本方針ごとに支援施策を設定し、途切れのない支援を行っていくこととしているとの説明がありました。

委員より、オレオレ詐欺のような犯罪による精神的な障害については対象となるかとの質疑があり、当事者が被害を受けたということで相談に来られれば、拒むものではない。また、性暴力やいじめなど、当事者が被害を受けたと思われれば、相談していただければ対応するという答弁がありました。

見舞金の支給についての質疑では、規則により、犯罪によって亡くなられた方の遺族見舞金は30万円、重傷病者の見舞金は10万円などとなっているという答弁がありました。

意見の反映についての質疑では、犯罪被害者本人の同意を得た上で、糸魚川警察署や民間団体、関係各課に情報提供を行い、総合的に連携して、支援に努め、市の支援策の見直しも進めなければならないと捉えているという答弁がありました。

犯罪被害者等が窓口へ相談に行くというリスクに対してデジタル対応を考慮しているかという質疑では、今後、検討していきたいと答弁がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが報告は割愛させていただきます。

国民健康保険税の見直し方針については、担当課より、令和2年度の税率改正後、3年が経過したことから、改めて見直しを行い、3月定例会に条例改正の提案を行いたい。特別会計の決算状況は、令和3年度の歳入歳出差引残額は6億5,000万円であり、4年度は6億2,000万円の繰り越しとなる見込みである。令和4年度末の基金残高は2億200万円で、基金と繰越金の総額で8億2,000万円の保有を見込んでいる。繰越金を活用して被保険者の負担軽減を図ることに

した。当市の財政調整基金は、1人当たり2万5,113円で、県内で上から21番目であり、来年度新たに2億円積み立て4億円とすると1人当たり5万3,292円となる見込みである。事業費納付金の算定結果は、医療分、後期分、介護分の合計は、令和2年度から5年度の仮算定まで、1人当たりの納付金は13万円台となっており、大きな変動はなく、今後、保険者数の減少により納付金の総額も減少する見込みである。保険税率の見直しに当たっては、県内の状況と比較し、下がりすぎないように試算し、設定した。令和5年度の1人当たりの保険税額は、4年度と比べ合計で5,438円下がる見込みとなり、4年度の県内順位は上から22位であるが、5年度はさらに順位が下がることが想定されるという説明がありました。

委員より、税率を引き下げても、また足りないから税率を上げることにならないかという質疑があり、6億円の繰越金は他の市町村と比べても多く、本来、その年の必要な保険給付をその年の加入者が保険税で納めるということが理想であるが、ある程度の余裕を持って運営している。それにしても繰越金が多いので、それを解消していきたいことから、税率を引き下げる。繰越金の解消後は、本来の税率に戻すべく少しずつ上げていくことになるが、基金等を活用しながら調整していきたいという答弁がありました。

このほか質疑が若干ありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第77号から同第80号まで、同第89号、同第90号及び同第122号

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第77号から同第80号まで、同第89号、同第90号及び同第122号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました関係部分については、12月8日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第78号、糸魚川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、委員より、オンライン申請に際して、本人確認はどのように行うのか。悪用も考えられるが、どのように犯罪防止に努めるのかとの質疑に対し、担当より、国の「ぴったりサービス」という申請のシステムを用いることにより、本人確認は、マイナンバーカードと、マイナンバーカードの使用に必要なパスワード入力という二要素認証により行うと答弁がありました。

委員より、導入には、ある程度のサポート体制を整えなければ、トラブルが増えて印象が悪くなり、かえって導入が阻害されてしまうのではないかと質疑に対し、担当より、実際に運用する中で検証していかなければならない部分だと思っている。分かりやすいマニュアルなどをつけることによって、市民の皆さんに使いやすいものとなるように進めていきたいと答弁がありました。

議案第79号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員より、新潟県人事委員会の勧告の内容は、ある程度、期間を見て調査をした結果だと思うが、情勢を見たときに、なぜアップという判断なのかとの質疑に対し、担当より、県の人事委員会は、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の県内の1,119の民間事業所から無作為に抽出をした250事業所について給与等の調査を行い、その結果、給与に関しては大きな格差がなく、若手職員のみ引き上げるという結論になり、ボーナスについては、官民の格差が約0.09月分の差があり、今回0.1月分という数字が出ていると答弁がありました。

委員より、県の勧告といえども、市民からコロナ対策や物価対策を求める意見がある中で、市が先んじて給料やボーナスを上げるのはどうかと質疑があり、担当より、県の勧告に準拠し、過去2年、手当削減が行われてきたが、情勢も上向きになってきたということでの今回の勧告だと思っている。削減された分を少し戻すような形で勧告がなされており、これに準拠することとしたいと説明がありましたが、委員より、昨今の景況の中で、市職員や市長、市議会議員等のボーナスが多少なりとも上がるのは、やはり市民感情的に許されない部分もあると思うので、少なくとも議員は除く方向で考え直してほしいという意見が出されことから、起立採決を行い、起立多数により原案可決となりました。

議案第80号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員より、定年年齢を引き上げた場合、60歳の時点ではなく、定年退職したときに退職金が支払われるという説明があったが、例えば62歳で退職する予定の職員が、それまでの間に懲戒免職処分を受けた場合、退職金は完全に支給されなくなるという解釈でよいのかと質疑があり、担当より、例えば62歳で定年となる職員が、61歳の段階で何か免職処分になるようなことになれば、退職手当は支給されないとの答弁がありました。

議案第89号、指定管理者の指定について（おててこ会館）では、委員より、指定管理者制度に

関する総論的な質問ではあるが、制度の本来の趣旨は、民間の経営力の活用などにメリットがあつて導入されるものであつて、今回の議案の多くは制度の趣旨になじまないように思うがどうかという質疑に、副市长より、指定管理施設全般に言えることだが、確かに多少疑問に感じられる部分もあり、今回5年間という形ではあるが、この間にしっかり庁内で議論を進めていきたいと思うと答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは、議案第79号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その中における第2条、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例に対する反対討論を行います。

糸魚川市では、ここ数年、コロナウイルス感染拡大による経済不況がいつ回復するか分からず、長いトンネルに突入しております。さながら北陸本線のように長いトンネルを出たと思えば、またトンネルに突入するがごとく手を変え品を変え、進化するコロナ感染対策に翻弄され、経済基盤、生活基盤が脅かされる状態が続いております。

また、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した流通不調により、物価の高騰も市民生活を脅かし、ガスや水道、電気などの光熱水費、食品、油なども相次いで値上げし、全ての物品が1割から3割も値上げするなど苦しんでおります。

また、さらなる増税の陰もちらつき、家計も緊縮体制に入ったと言え、さらに低所得者や生活困窮者の生活も立ち行かなくなっており、救済を訴える声が響いております。

そんな中、市長をはじめとする副市长、教育長などのボーナスの減額ならまだしも、増額など認めるわけにはまいりません。

お隣の上越市では、人口減少の責任を取って、市長が月給を10%減額し、12月議会では副市長の10%の減額が認められたとあります。人口が4万人割れし、高齢化率が40%を超えた今、米田市長も十分に考えるべきであると思います。

また、第3条、糸魚川市議会議員の期末手当の増額も同様の理由で反対いたします。

よって、本案に反対するものでありますが、一般職の増額には、反対するものではありません。これは所得倍増計画も含めて、我々の給料が全然上がらないということから考えても、これは反対せずに、ぜひ全体の所得を上げていってほしい。もちろん糸魚川市職員だけではなくて、一般企業及びサラリーマンにおいても所得が増えるように努力をしていってほしいと思います。

本案に関する部分に対する特別職等の減額補正の計算が難しく、これまたこの補正予算の中にはコロナ対策、経済対策もございますことから、関係する一般会計補正予算（第7号）には、もちろん反対はしませんが、決して市民の厳しい声を無視することのないようお願いしたいと思います。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第79号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてのうち、第2条、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、第3条、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に反対であります。

新潟県人事委員会に給与勧告に準拠し、改正を行いたいということではありますが、新型コロナウイルス感染症がまだ続いており、それに伴う景気の落ち込みも続いております。職員の賃金や期末手当等を上げて、景気の回復を図ることは必要ですが、新型コロナウイルス感染症がまだ続き、コロナ禍で失業された方や給料が減額になっている方たちもいる中で、市長や議員のような特別職の引上げは控えるべきではないかと思えます。市長等特別職に対する12月支給の期末手当の割合、100分の162.5を100分の165に改め、同じく市議会議員の期末手当の割合も100分の162.5を100分の165に改めるものでありますが、経済的に厳しい状況に置かれている方もいることを考えれば、引上げには反対であります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第77号、糸魚川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第78号、糸魚川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第79号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第80号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第89号、指定管理者の指定について（おててこ会館）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第90号、指定管理者の指定について（能生マリンホール）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第122号、令和4年度糸魚川市集合支払特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第4．議案第81号から同第88号まで、同第91号から同第109号まで、同第123号から同第125号まで、請願第5号、陳情第10号及び発議第7号

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第81号から同第88号まで、同第91号から同第109号まで、同第123号から同第125号まで、請願第5号、陳情第10号及び発議第7号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第7号の説明を求めます。

田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、12月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決であり、請願第5号は採択、陳情第10号は不採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第81号、糸魚川市須沢臨海公園条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、パターゴルフ広場の利用者増を目指して条例の一部を改正したい。主なものは料金の改定であるとの説明の後、委員より、利用人数が回復してきているところで料金の改定が必要なのか、料金改定したから競技人数が増えるのか、またパターゴルフ広場の利用者はどのような方なのかとの質疑があり、担当課より、近くのオートキャンプ場の利用者にも積極的にPRしているところである。現在、利用者の多くは糸魚川市内の青海地域の利用者が大半であると認識していると答弁がありました。副市長より、利用される方が結構固定化し年代が上がっている。綺麗に管理をし、皆さんから楽しんでいただける場を整備して、親子、少し若い世代の人からも使ってもらえるようにしたいということから、今回利用しやすい料金改定をさせていただき、周知していきたいと答弁がありました。

そのほか委員より、利用者を増やす工夫として土・日、祝日以外の水曜日や木曜日をターゲットに割引くほうがよいのではないか、オートキャンプ場利用者と一般利用者とバッティングすることはないかなどの質疑がありましたが詳細は割愛いたします。

議案第82号、糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、9月の委員会での説明を踏まえ、5年間の平均改定率は4.0%、標準的な家庭においては、月20立方メートルを排水する場合の使用料は、令和4年度は月額3,528円だが、令和9年度には月額3,746円となり、5年間で月額218円の増額となる。浄化槽使用料は、標準的な家庭においては、月20立方メートルの使用料で、令和4年度は月額3,253円だが、令和9年度には3,609円となり、5年間で月額356円の増額となるとの説明の後、委員より、下水道使用料の平均改定率が4%に対し、浄化槽使用料は7.3%である。改定率の違いについて住民の説明をどうするかと質疑があり、担当課より、浄化槽の使用料については何とか下水道使用料に合わせていきたいという考えだが、改定の率が違うので丁寧な説明が必要だ。2月、3月の広報等に掲載する予定にしておき、そこで丁寧な説明をしていきたいと答弁がありました。

議案第88号、訴えの提起については、担当課より、市内在住者が市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期間にわたり滞納し、再三の催告にも応じないことから住宅の明渡しを求めたが不法に占拠している。これを訴えによる解決を図りたいため、議会の議決をお願いしたいとの説明の後、委員より、滞納が43か月分ということだが、何か月ぐらいで明渡しの勧告が始まるのかとの質疑があり、担当課より、明渡し請求自体は3か月以上滞納した場合、手続きができる。ただ実際には、このように訴えを起こすことは事務手続上、難しいと思っており、なるべく電話や文書の催促により、それ以上家賃をためないように努めていると答弁がありました。

議案第91号、指定管理者の指定について（能生海洋公園）では、委員より、海洋公園の収支計算書の点検料95万円の額について質疑があり、担当課で確認したところ記載箇所にミスがあったことが分かりました。副市長からおわびがあり、委員会に諮り、資料を差し替えて調査をしております。

議案第92号、指定管理者の指定について（海の資料館越山丸・マリンミュージアム海洋）では、委員より、越山丸は入場禁止になっている。お金をかけて修繕するのか、指定管理を行うのかとの質疑があり、市長より、これで最後という修復を二度繰り返し、これ以上中を開放するのは難しいと思っており、マリンドリーム能生のランドマークとして、また海洋高校、能生水産高等学校のシンボリックなものに使わせてもらいたいと思っていると答弁がありました。

委員より、越山丸の塗装費についての質疑があり、担当課より、過去に修繕を大きく2回やっており、平成20年に970万、平成29年に塗装以外の修繕も含めて約2,100万と答弁がありました。

議案第95号、指定管理者の指定について（シーサイドバレースキー場）では、委員より、県外の学校にスキー授業のあっせんなどの活動をしているかとの質疑があり、担当課より、シーサイドバレースキー場というのはファミリー向けであり、観光の誘客ということで、富山県等の教育委員会を回り、富山県下新川郡の学校が来る予定になっていると答弁がありました。

委員より、グリーンシーズンの事業への取組を増やすことについて質疑があり、担当課より、今以上にグリーンシーズンに力を入れ、併せてウインターシーズンも増加したいため、レンタル料金の補助などで昔からなじんでいる方を呼び戻すことと、新たにスキー、スノーボードをやってみようというニーズの開発も進めていくと聞いていると答弁がありました。

議案第96号、指定管理者の指定について（白馬山麓国民休養地）では、委員より、県の石に指

定されたヒスイを使ったヒスイ磨き体験など指定管理者の事業を市の担当課がPRしていく必要があるのではとの質疑があり、市長より、ヒスイは県の石に指定されて非常に今注目を浴びているが、ユネスコ世界ジオパークにもなっており、指定管理者は以前から蓄えたヒスイを提供して行うことだと思う。ユネスコの規定に反しない形で行政としても連携を取っていきたいと答弁がありました。

委員より、トイレの数が少ないと聞いたと思うが、要望として上がってないかとの質疑があり、担当課より、和式のトイレを洋式化してほしいとお声があるので、市内の各トイレの改修の計画と併せて、順次洋式化していきたいと答弁がありました。

議案第97号、指定管理者の指定について（田屋会館）ほかでは、委員より、指定管理の在り方を再検討する時期に来ていると思う。収益性が伴う指定管理で発展していくものではなく、管理だけにとどまる施設は考えを変えていく必要があると思うがいかがかと質疑があり、副市長より、現在の施設の管理状況を踏まえて、全て指定管理でよいのか少し考えるところがある。指定期間内に今後の在り方を見直して、結果として指定管理のままがいいのか、地区譲渡、あるいは管理委託などの形態を検討したいと思っており、今回は指定管理という形で皆さんからお認めいただきたいと答弁がありました。

続きまして、請願第5号、免税軽油制度の継続に関する請願は、異議なく採択されております。

請願第5号は、国に対し、意見書の提出を願意としていることから、発議第7号を提出いたします。

これより、発議文を読み、提案理由といたします。

発議第7号、免税軽油制度の継続に関する意見書。

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和6年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免除する制度で、農業用機械や船舶・倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきたものであります。

スキー産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなればスキー・スノーボード等、冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、市町村経済にも計り知れない影響を与えることとなります。

よって、国においては観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣です。

続きまして、陳情第10号、家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出については、反対の意見があり、起立採決の結果、不採択となりました。

委員より、現在の農業は企業や団体等でまとめて行っており、田んぼや畑も集約化されて大きくなっている。そこでまた家族農業へ転換するとなれば、農業機械等の設備を整える必要があり、家族の負担が大きくなるため反対するといった意見がありました。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ここで暫時休憩いたします。

再開を15分といたします。

〈午前11時09分 休憩〉

〈午前11時15分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第82号、糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和5年5月分から令和9年4月分まで、5か年かけて使用料値上げを行うものであります。値上げの負担を急激に増やさないよう段階的に増やしていく配慮はなされておりますが、年金の切下げや新型コロナウイルス感染症が流行し、まだ終息しない状況下では、厳しいものがあると思えますので賛成できません。

議案第83号、糸魚川市集落排水条例の一部を改正する条例の制定についてですが、下水道条例

と同じく5年かけて使用料値上げを行うものでありますが、同じく賛成できません。下水道と集落排水の平均改定率は4.0%となっております。

議案第84号、糸魚川市浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和5年5月分から令和9年4月分まで5年かけて使用料値上げを行うものであります。平均改定率は7.3%となっております。将来的には公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽を一本化したい意向とのことでもあります。浄化槽事業も値上げの負担を急激に増やさないよう段階的に増やしていくような配慮はなされておりますが、年金の切下げ、実質賃金がなかなか上がらない中では、市民としては厳しいものがあります。下水道の借金も長期間減少傾向で推移してきていると思います。今後の施設改修の費用や人口減少による加入者減のこともありますが、糸魚川市としては、談合問題による巨額損失の責任もあります。一般会計からの繰入れの検討、また経費の節減も進め、値上げは避けるべきではないかと考えますので、本案には賛成できないものであります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前11時19分 休憩〉

〈午前11時22分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

○4番（新保峰孝君）

失礼いたしました。申し訳ございません。

次に、陳情第10号、家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論いたします。

我が国の食糧自給率は、カロリーベースで38%、米以外ほとんど輸入に頼っている状況ではないかと思えます。地球温暖化やウクライナへのロシアの侵攻等により、各国が国民の食糧を確保することに一層力を入れております。地球温暖化が進み、お金を出せば安定して食料を買うことができる時代は、終わりつつあるのではないかと思えます。

国連総会で、2019年から2028年までを家族農業の10年とすることが全会一致で決まったのは、地球温暖化を防ぎ、エネルギーの効率性を考えた場合、家族農業を第一にしなければならないということにあったのではないかと思えます。

水田活用直接支払交付金や個別所得補償制度の復活、農業関連資材に対する支援策の拡充、学校給食への地元産農産物の提供、無償化、輸入農畜産物残留農薬検査等、陳情項目は、将来を見据えたものであり、難しさもありますが、妥当なものと考えますので、賛成するものであります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号、糸魚川市須沢臨海公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第82号、糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第83号、糸魚川市集落排水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第84号、糸魚川市浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第85号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第86号、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第87号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第88号、訴えの提起についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第91号、指定管理者の指定について（能生海洋公園）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第92号、指定管理者の指定について（海の資料館 越山丸・マリンミュージアム 海洋）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第93号、指定管理者の指定について（グリーンメッセ能生）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第94号、指定管理者の指定について（シャルマン火打スキー場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第95号、指定管理者の指定について（シーサイドバレースキー場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第96号、指定管理者の指定について（白馬山麓国民休養地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号、指定管理者の指定について（田屋会館）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号、指定管理者の指定について（下湯川内センター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第99号、指定管理者の指定について（田伏会館）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第100号、指定管理者の指定について（根小屋多目的集会センター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第101号、指定管理者の指定について（大所ふれあいセンター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第102号、指定管理者の指定について（上早川農村公園）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第103号、指定管理者の指定について（焼山の里ふれあいセンター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第104号、指定管理者の指定について（木地屋の里）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第105号、指定管理者の指定について（海谷三峽パーク）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第106号、指定管理者の指定について（雨飾山麓しろ池の森）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第107号、指定管理者の指定について（不動滝いこいの里）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第108号、指定管理者の指定について（親不知漁港船舶保管施設）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第109号、指定管理者の指定について（セイフティコミュニティ広場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第123号、令和4年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第124号、令和4年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第125号、令和4年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議事の都合により、発議第7号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第7号、免税軽油制度の継続に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、請願第5号、免税軽油制度の継続に関する請願については、採択すべきものとみなします。

次に、陳情第10号、家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第5．議案第110号から同第120号まで、同第126号から同第129号まで及び請願第4号

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第110号から同第120号まで、同第126号から同第129号まで及び請願第4号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案については、12月12日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決であり、請願第4号は不採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第110号から同第118号指定管理者の指定については、関連する案件であることから一括説明、一括質疑としました。

担当課より、いずれの墓地も主に地縁に基づく共同墓地として、その構成員が使用することを基本としており、いずれも非公募により今期と同じ指定管理者に、5年間指定したいものであり、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、今後、適正な管理を行うとしている。

なお、下大野墓地については、今期指定管理者の大野区からの申出により、下大野墓地管理会を指定したいという説明がありました。

委員より、共同墓地の指定管理についての経緯とその妥当性についての質疑があり、糸魚川市の墓地ということになっているが、もともと地区が管理してきたという過去の経緯がある。現在は指定管理者制度を継続しているが、そぐわない面もあることから、今後の在り方について検討したい。契約の変更については、期間の途中でも可能と考えるが、地元や議会との協議などしっかりと研究した上でやっていきたいとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛します。

議案第119号、指定管理者の指定について（障害者地域活動支援センターこまくさ）では、担当課より、障害者に対する相談支援業務が主となり、専門性と実績を有し、今後も継続的な取組を必要とするため、平成18年から指定管理者である社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会を公募によらず選定したいという説明がありました。指定期間は5年間です。

「こまくさ」の利用者の推移や収支計画についての質疑では、登録者数は80人程度だが、相談の業務において計画相談支援の件数が増えている。需用費については、光熱費など、現在の状況により計画しているが、今後、経済情勢など読めない部分については、指定管理者との協定により、都度協議し、対応していきたいとの答弁がありました。

また委員より、この施設に限らず、今後の指定管理者を審査する上で、収支計画だけでなく決算状況の資料も提出してほしいという意見がありました。

議案第120号、指定管理者の指定について（健康づくりセンター）では、担当課より、本施設は、市民の健康づくりの推進、憩いとふれあいの場の提供を目的に設置され、プール棟増築後の年間利用者数は、令和2年度は8万7,475人、3年度は8万3,275人となっている。全国公募し、現地説明会には3者の参加があったが、申請に至ったのは現在の指定管理者である糸魚川健康づくりパートナーズの1者だけであった。糸魚川市公の施設指定管理者選定委員会の審査を経て、

指定管理者候補としたと説明がありました。指定期間は3年間です。また、基本方針、事業計画、収支計画等の概要についても説明がありました。

委員より、今後3年間の指定管理料が、年間7,255万3,000円と計画されており、現在の指定管理料5,936万8,000円より増額になっていることから、指定管理料への考え方についての質疑があり、現指定期間はコロナがないものとしての収入を算出し、指定管理料を積算したが、次期指定期間はコロナの影響からの回復を見据え、若干の増額を見込むものの収入の落ち込みはあり、収入減を見込んでの積算となっている。今後、支出も含め、内容・金額の精査を行っていくという答弁がありました。

プール棟増築前後の指定管理料の違いについての質疑では、プール棟増築前の光熱水費を除いた「はびねす」の指定管理料は2,000万円弱で、サンドリームおうみの約1,500万円と合計した金額よりも、現指定期間の指定管理料は2,000万円から2,500万円ほど増額となっていると答弁がありました。

また、社会情勢が変わっている中での、料金見直しの必要性についての質疑では、適正な受益者負担という観点からは、糸魚川市全体で情勢を踏まえた上で必要な場合は見直していくことになるという答弁がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛します。

議案第126号、令和4年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、担当課より、医療費適正化対策事業費は、医療費通知の送付時に同封するマイナンバーカード取得勧奨リーフレットの費用へ、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を充当するための財源変更である。また、一般被保険者療養給付費、新型コロナウイルスの傷病手当金などの追加に対する補正であるという説明がありました。

委員より、マイナンバー関係は賛成できないという意見があり、起立採決を行い、賛成多数で可決しました。

議案第127号、令和4年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）では、担当課より、診療所の電気・ガス料金高騰に伴う増額などであるという説明があり、委員より若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

議案第128号、令和4年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、担当課より、人事異動に伴う人件費の追加であるとの説明に対し、質疑はありませんでした。

議案第129号、令和4年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、人件費以外では、要介護になる手前の要支援1・2のサービス利用者の増加に伴う補正であるという説明に対し、委員より、要支援1・2の人数についての質疑があり、令和3年4月時点の要支援1・2の方は549名であったが、4年4月時点で596名と、47名増加になっている。このうち訪問・通所のサービスはいずれも20人ほど増えている状況であるとの答弁がありました。

請願第4号、物価上昇に見合う高齢基礎年金等の改善を求める請願の審査では、紹介議員である新保議員に説明を求め、説明に対する質疑を行いました。

委員より、若者世代の負担についての質疑があり、国が若者世代に負担にならない手だてを取る必要があるとの答弁がありました。

趣旨は理解できるが、若者の負担や国の財政等を考えるとどうか。今後、高齢者が増え、年金保

険料を支払う人口が減少すると年金制度自体が継続できなくなる。急激な物価高に対しては、給付金や助成事業で随時対応していくのが好ましいと考えるなどの意見が出され、採決の結果、不採択となりました。

以上、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

議案第126号、令和4年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）ですが、社会保障税番号制度システム整備の関係で、マイナンバーカードは個人情報を広く集積していくもので反対ですので、賛成できません。

引き続き、請願第4号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願に賛成の立場で討論いたします。

全国政令都市20市が2017年に出した国民年金に関する要望書には、公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなるよう老齢基礎年金等の支給額を改善されるよう要望するとあり、2020年に成立した年金制度改革関連法では、基礎年金の水準低下への対策を求める附帯決議もつきました。それを受けて、厚生労働省も基礎年金改善の検討を始めたとのことですが、改善は進んでおらず、厚生労働省の調査では、生活保護世帯へ移行する高齢者が増えてきているとのことであります。

日本国憲法第25条には、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。本請願は、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるよう物価の上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を求める切実な声であり、妥当なものと考えますので、賛成するものであります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第110号、指定管理者の指定について（糸魚川市小柳墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第111号、指定管理者の指定について（糸魚川市中宿墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第112号、指定管理者の指定について（糸魚川市下大野墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第113号、指定管理者の指定について（糸魚川市新舟共同墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第114号、指定管理者の指定について（糸魚川市小坂地区共同墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第115号、指定管理者の指定について（糸魚川市今村新田墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第116号、指定管理者の指定について（糸魚川市タンク山墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第117号、指定管理者の指定について（糸魚川市石垣墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第118号、指定管理者の指定について（糸魚川市玉ノ木墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第119号、指定管理者の指定について（障害者地域活動支援センターこまくさ）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第120号、指定管理者の指定について（健康づくりセンター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第126号、令和4年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第127号、令和4年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第128号、令和4年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第129号、令和4年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第4号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

〈午前11時57分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．議案第121号

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第121号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案については、休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第121号については、12月8日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

まず、こども課・こども教育課の関係部分では、委員より、出産時タクシー費用助成金について、この制度の導入と併せて、ドライバーへのレクチャーや妊婦の不安を取り除く専用タクシー制度の導入などについても早急な検討が必要ではないかとの質疑に対し、担当より、妊婦の安全に関わることであり、市内のタクシー業者、ハイヤー協会とも現在協議している。例えば新潟市のように助産師からの研修を受けたドライバーによる運行であるとか、また、車内で破水などがあったときの準備や物品の補助などについても今後検討していきたいとの答弁があり、これに対し委員から、タクシー業者も人手不足で大変であるし、会社任せではなく、市の主導的な支援が必要である。出産時に何かあれば、子供や母親の人生にも大きな影響を与えかねないので、そういうことを軽減する意味でも、ぜひ積極的に進めていってほしいとの意見がありました。

議会事務局の関係部分では、担当より、12月に支給される市議会議員の期末手当について、新潟県人事委員会の勧告に準拠する形で現行の手当に0.05月を加え、1.675月とするため増額補正を行いたいとの説明に対し、委員より、行政側はコロナで休んでも給料は変わらない一方で、全然お客さんがお店に来ないとそういうふうによくの市民は生活に苦しんでいるとの意見があった後、討論の申出があり、市民に申し訳が立たないので反対という意見、また、賛成の意見として、今回の補正予算は、電気、ガス料金の対応が主なものであるが、出産支援など大切な事業も盛り込まれており、また、議員の手当に関しては、しっかり頂き、その分、仕事で市民の皆さんに伝えていきたいとの意見が述べられた後、採決に入り、賛成多数により、原案可決となっております。

このほかにも質疑等がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第121号については、12月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

商工観光課、能生事務所、青海事務所関係では、翡翠園・玉翠園・谷村美術館運営事業、ガーデン・ミュージアム運営協議会に対する負担金の追加について、担当課より、令和4年度の見込みは1万3,500人で、令和元年度比約67%という状況。コロナ前と比較し、個人客の入込みは徐々に回復傾向にあるが、団体客が低調であることが原因と捉えている。光熱水費は、エネルギー価格高騰に伴う電気料金及びガス料金の増により119万4,000円の増額となり、全体収支で315万円が不足するために増額をお願いする。今後の取組としては、ヒスイの県石指定を活用したPRや企画ツアーの造成、ショップの商品の充実、翡翠園の70トンのコバルトヒスイや、ひすい美術館の展示品の説明書き等をリニューアルし、鑑賞の満足度を高める工夫に取り組む。また、旅行社への営業活動やインバウンド向けのPRに努めていくほか、市内観光施設と一層の連携を図り、共通入場券など、観光客が周遊できる仕組みを検討すると説明がありました。

これに対して委員より、入園者が平成29年の2万5,000人をピークに増えたことの分析や対策について質疑があり、担当課より、平成23年から順調に伸びてきたのはガーデン・ミュージアム運営協議会の努力により国内の観光客のほうが伸びた。平成27年度頃からインバウンド需要があったために増えたと答弁がありました。

委員より、翡翠園では足元が滑りやすいと感じていたが、けがされた人はいないのかとの質疑があり、担当課より、けがをされたと直接は聞いていないが、改善に努めていきたい。市長より、入り口からも含めて有名な造園家により作庭された。所有者や管理者とは改善に向けて協議していきたいと思うが、景観を残したいという思いもあり、改善が困難であるという答弁がありました。

農林水産課、農業委員会事務局関係では、担当課より、法改正により農業者の意向等の情報を見える化した目標地図の作成を求められており、作業効率化のため、農業委員等が使用するタブレット端末を購入するための追加とエネルギー価格高騰に伴う不足分を増額したい。畜産業費においては、飼料価格の上昇に伴う畜産農家の費用負担の軽減を図るための支援で増額したいと説明があり、委員より、飼料価格高騰対策補助金400万円の算出基準について質疑があり、担当課より、対象の農家は6件の予定で、補助金の単価は新潟県が制度設計したものを基準とし、国、県、農家での負担がそれぞれ3分の1となっている。購入された配合飼料の数量にその単価を使い、その農家負担の半分を補助金として各農家に支出させていただきたいと答弁がありました。

委員より、タブレット10台でどんな業務が効率化されるのか、またどのように使うのかとの質疑があり、担当課より、国がデジタル化を進めており、農業委員の活動報告や農家の意向把握、遊休農地等の現地確認を今現在は紙ベースでやり取りしているが、デジタルを使ってデータ集計して

いくことによって作業の効率化を図りたいと答弁がありました。

都市政策課関係では、担当課より、鉄道利用促進事業、大糸線活性化協議会の負担金の追加は大糸線乗車イベント事業への助成枠の拡充と、沿線の魅力の情報発信強化のための補正と説明があり、委員より、100万円でどれぐらいの情報発信できるのか、もう少しお金がかかっても今だからこそPRしていく時期だと思うがいかがとの質疑があり、担当課より、大糸線の魅力の情報発信ということで、鉄道そのもの、沿線の景観、観光施設のイベント情報等を1月から流す方向でいる。松本市から糸魚川市まで様々な事業を行っているが、それを一体でやっている感じで発信できるように今準備を進めている。採用になった地域おこし協力隊も併せて、より多くの発信を糸魚川市が中心になって行いたいと考えていると答弁がありました。

また担当課より、生活交通確保対策事業について、沿線のバスの運行は収入が約6,000万円、費用は約2億1,000万円かかっており、約1億5,000万の赤字。当初予算が1億4,000万であるため、その不足分を負担させていただく予定。主な理由は、燃料費の高騰や修繕費がかかったこと、利用者の減少等が要因と説明があり、これに対して委員より、大型のバスがかなり走行しており、それよりも10人乗りなどのマイクロバスを走らせたほうが効率化になるかと思うが検討されたかとの質疑があり、担当課より、小さい車両のほうが安くなったり修繕は安くなるが、そのために小型車両を用意する支出に対しての人件費の削減効果というのはいない。いろんな面から経費の縮減をしなければいけないが、お客様が離れてしまってもいけないということでは、車両のことよりもお客様のニーズに合ったダイヤを作ることを先行して進めたいと答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第121号については、12月12日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

環境生活課関係では、担当課より、鳥獣対策事業は、捕獲数が当初の見込みよりも多くなることから、鳥獣捕獲等委託料を追加したいとの説明がありました。

委員より、捕獲状況について質疑があり、熊は昨年より少ないが、イノシシ、猿は増えており、捕獲による鳥獣被害対策を進める必要があるとの答弁がありました。

福祉事務所関係では、社会福祉施設への光熱費等の支援、住民税均等割のみ課税世帯に対して3万円を支給する生活支援臨時特別給付金、住民税非課税世帯等に灯油代の一部として5,000円を助成する低所得世帯灯油購入費助成事業等について説明がありました。

委員より、老人保護措置費における上越五智養護老人ホームの入居状況についての質疑があり、施設には全部で150人分の入所枠あり、糸魚川市には25枠の割当てがある。現在の使用状況はそのうち17枠であるとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが、割愛いたします。

健康増進課関係では、国民健康保険診療所特別会計等への繰出金や市内基幹病院に対する物価高騰対策補助金についての説明に対し、質疑はありませんでした。

以上で、議案第121号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第121号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．諮問第3号及び同第4号

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、諮問第3号及び同第4号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第3号及び同4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第3号は、現在、人権擁護委員をお願いいたしております入江和佳子さんの任期が、令和5年3月31日で満了いたしますことから、再度推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

次に、諮問第4号は、現在人権擁護委員をお願いいたしております伊藤清正さんの任期が、令和

5年3月31日で満了いたしますことから、新たに石井清介さんを推薦させていただきたく議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

日程第8．発議第8号

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、発議第8号、糸魚川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午後1時20分 休憩〉

〈午後1時21分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

○17番（古畑浩一君）

それでは、発議第8号糸魚川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、これまで行政側の個人情報保護条例の中で、実施機関に議会が含まれ、運用してきたところがございますが、国の定める個人情報保護制度の見直しにより、地方議会は地方公共団体の機関から外されたことにより、市議会単独で条例制定をすることになったものであります。

また、以下の各条文につきましては、全国市議会議長会から示された例を基に全国の地方議会で条例制定に向け、取り組んでいるものであります。

条例の内容といたしましては、想定されるデジタル化に対応した条文のほかは、現行の条例と基本的には変更がないものであります。

1ページ目の第2条、定義では、第1項第1号で、個人情報とは氏名、生年月日、住所等に関する情報で、特定の個人を識別できる情報としています。

また、次のページの第4項では、議会の事務局の職員が作成し、または取得した情報であって、職員が組織的に利用するものとして保有するものとしております。

11ページの第18条、開示請求権では、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるとありますが、これは、あくまでも本人が自分の個人情報のみ開示請求ができるということであり、基本的に他人の個人情報の開示請求はできないとするものであります。

なお、条例制定に当たりましては、行政側からの議案で、先ほど議決となりました議案第77号、糸魚川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてと整合を図ったことと、24ページの第53条から第57条までの罰則規定につきましては、新潟地方検察庁と協議をしたものであり、このたび、糸魚川市議会の個人情報の保護に関する条例として、制定したいものであります。

提案理由の説明は、以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第8号、糸魚川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．発議第9号

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、発議第9号、JR大糸線存続に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

発議第9号につきまして、意見書を読み上げて、提案理由とさせていただきます。

JR大糸線存続に関する意見書。

かつて小泉内閣は、「観光立国」をスローガンに、インバウンド観光を推進するとしました。また、安倍内閣では地方の活力を取り戻すべく、限られた予算の中で地方創生を提唱し、支援策を講じてまいりましたが、現在、新型コロナウイルス感染症により、観光産業をはじめ飲食業・サービス業など経営環境が悪化し、地方においては過疎化も一層進行しております。

コロナ禍の中、外国人観光客の受入れも再開してまいりましたが、完全復帰とは言えず、厳しい状況が続いており、コロナ前の隆盛を取り戻すには、いましばらく時間がかかるものと思われます。

さて、これまでも経営の厳しい地方鉄道が、地域の観光資源を結ぶことにより、観光振興が期待され、一部の鉄道では一定の成果を上げてまいりましたが、現在、国土交通省をはじめＪＲ各社は地方鉄道における赤字路線の存廃について協議を重ねております。

そんな中、当地域においてもＪＲ大糸線の存廃問題がクローズアップされてまいりました。申し上げるまでもなくＪＲ大糸線は、長野県松本市の松本駅から新潟県糸魚川市の糸魚川駅間を走るローカル鉄道であります。この沿線には、中部山岳国立公園や妙高戸隠連山国立公園をはじめ、軽井沢や北海道ニセコ町と並ぶリゾート地でもある冬季オリンピック開催地の白馬村があり、風光明媚な山岳地域を走る鉄道であります。

また、ＪＲ大糸線の起点となる糸魚川市は、日本で最初にユネスコ世界ジオパークに認定され、日本アルプスの一つである北アルプスの玄関口に位置する地質構造上、極めて特異な地域でもあります。２０１６年には日本鉱物科学会がヒスイを国石に選定し、２０２２年には、新潟県が県の石に指定しております。日本を代表する鉱物ヒスイにより育まれたヒスイ文化をはじめ、塩の道など、歴史的にも豊富な資源が数多く存在しております。

外国人は、自動車よりも鉄道による旅行を好むと言われておりますが、赤字路線を全て廃止にするという考え方は、国策としてのインバウンド観光推進、あるいは地方創生に逆行するものと考えます。つまりＪＲ大糸線は、外国人観光客をはじめ、交流人口拡大が見込める路線であり、北陸新幹線の敦賀延伸、さらには大阪までの全線開通により、糸魚川駅からの利用者数の増加が見込める路線であると同時に、関東圏、関西圏からの周遊路線として大いに期待できるものと確信しております。

現在、白馬村・小谷村・大町市など、沿線自治体で大糸線の問題について協議を重ねておりますが、地域鉄道については、赤字だからといって一律に廃止するのではなく、ポストコロナの時代に地方創生と観光立国に大きく貢献できると期待される地域鉄道につきましても、国が維持・管理・運営し、ＪＲ各社に委託されるよう要請いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣に意見書を提出いたします。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第9号、JR大糸線存続に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．閉会中の継続審査及び調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和4年第6回市議会定例会閉会のお礼を兼ねまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月28日から本日までの長期間にわたり、条例の制定や補正予算など、多数の重要案件につきまして慎重なご審議いただきましたことに対して、厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に3点について、ご報告申し上げます。

最初に、青海竹のからかい保存会の文化功労者賞受賞について、ご報告申し上げます。

昭和43年の設立以来、同会の永年にわたる国指定重要無形民俗文化財「青海の竹のからかい」の運営と保存・継承活動が、地域文化の振興に貢献していることから文部科学大臣から表彰されたものであります。

今後も、青海地域固有の伝統行事として次世代に伝え、地域の振興につなげていただくことをご期待申し上げます。

2点目のPTA活動に対する各賞の受賞について、ご報告申し上げます。

糸魚川中学校PTAが優良PTA文部科学大臣表彰を、糸魚川東中学校PTAが公益社団法人日本PTA全国協議会会長表彰を受賞いたしました。

糸魚川中学校PTAは、広報誌が2年連続で県のコンクールで最優秀賞を受賞したことやPTAのOB組織が長年にわたり様々な教育活動に協力いただいていることが、高く評価されたものであります。

また、糸魚川東中学校PTAは、活動内容、組織の見直しをはじめ、タブレット端末を利用したペーパーレス会議の実施など、持続可能なPTAを目指した組織改革が高く評価されたものであります。

今後も学校・保護者と連携した教育活動を展開してまいります。

最後に、海洋高等学校出身者による全国大会の連覇について、ご報告申し上げます。

12月4日に両国国技館で行われた第71回全日本相撲選手権大会において、中村泰輝選手が優勝し、大会2連覇を成し遂げられました。

また、10月に栃木県で行われました第77回国民体育大会相撲競技会において、成年男子個人戦で優勝し、前回大会に続き2連覇を成し遂げられました。

さらに、同大会の成年男子団体戦において、海洋高校出身の村山大洋選手、三輪隼人選手とともに優勝、大会史上初の5連覇を成し遂げられました。

輝かしい成績を収められました選手の皆様の今後益々の活躍をご期待申し上げます。

以上、3点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和5年3月市議会定例会の招集日を2月20日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ご苦勞さまでした。

○議長（松尾徹郎君）

これもちまして、令和4年第6回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

〈午後1時38分閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員